

# 公益財団法人犯罪被害救援基金

## 犯罪被害者等支援に係る調査研究助成規程

令和 3年 5月 24日 制定 規程第 37号

令和 4年 2月 28日 改正 規程第 40号

令和 5年 10月 13日 改正 規程第 52号

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人犯罪被害救援基金（以下「この法人」という。）の定款第4条に定める事業に係る調査研究の助成金（以下「調査研究助成金」という。）の交付などについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象となる調査研究)

第2条 調査研究領域は、犯罪被害者等支援に係る分野とし、支援の実状と課題を明らかにし、今後の犯罪被害者等支援の向上及び社会連帯共助の精神の涵養に寄与すると考えられる調査研究を助成の対象とする。

### (助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、日本国内に拠点を持つ、犯罪被害者等支援に関連する分野の学術的調査・研究又は犯罪被害者等支援活動を行っている大学、研究機関、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人及びこれらの協働グループのいずれかの機関、団体に所属する個人、グループで、所属する機関、団体の上長（契約権限を有する者、例えば学部長、学長、研究所長、理事長等）の承諾を得ていることを条件とする。

### (助成の対象となる調査研究の実施期間)

第4条 助成の対象となる調査研究の実施期間は、原則、助成金の振込月から18か月目の月末までとする。

- 2 調査研究期間の延長が必要となった場合、申請者は理事長に延長申請書及び中間報告書を提出して申請するものとする。
- 3 理事長は、審査委員会による調査研究期間延長申請の審査を経て、期間の延長が必要と認める場合は、通算して3年を超えない範囲で期間延長等を行うことができる。

### (助成対象及び助成額)

第5条 助成対象及び助成額は、審査委員会の審査を経て、理事長が決定する。交付する助成金額は、1件あたり200万円を上限とする。

- 2 助成の対象となる経費は、調査研究に通常必要とされる経費とし、給与などの人件費は除くものとする。助成の対象となる費目は、募集の都度「調査研究助成募集要項」に明示する。

(申請者の募集)

第6条 調査研究助成金の希望者（以下「申請者」という。）の募集方法は、公募とする。

2 理事長は、「調査研究助成募集要項」をこの法人のホームページに掲載するなどして応募を募るものとする。

(申請)

第7条 申請者は、所定の申請書をこの法人に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第8条 定款第4条第1項の事業の対象となる犯罪被害者等支援に係る調査研究助成事業について審査するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、5人以上8人以下の委員をもって組織し、委員は学識経験者、犯罪被害者支援経験のある者のうちから理事会の決議により選出し、理事長が委嘱する。ただし、第10条第1項(3)、(4)に規定する職指定の委員が人事異動となった場合、理事長は理事会の決議を経ることなくその後任者に委嘱し、委嘱後に開催される最初の理事会にこれを報告しなければならない。

3 委員には、この法人の役員及び評議員が2人を超えて含まれることになってはならない。

4 委員のうち、委員のいずれか1人とその親族関係を有する者及びその他特殊の関係にある者の合計数は委員現在数の3分の1を超えてはならない。

(審査委員会の任務と助成対象等の審査)

第9条 審査委員会は、助成申請のあった応募案件について審査し、調査研究内容の有効性・実効性、成果の社会的貢献性、計画の内容（調査手法、研究体制等）及び調査研究充当経費の妥当性などを総合評価して、助成対象を選考し理事長に報告する。

2 審査委員会は、調査研究期間の延長申請がなされた場合、調査研究進捗状況を確認し、必要な延長期間について審査し、理事長に報告する。

(審査委員会の構成及び運用)

第10条 審査委員会は、この規程の第8条第2項に基づき委嘱された次の委員をもって構成する。

(1) 刑事学、犯罪被害者学等に精通した学識経験者

(2) 犯罪被害者支援に精通する学識経験者

(3) 警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長の職にある者（事故あるときには警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当））

(4) この法人の専務理事又は常務理事の職にある者

2 委員の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度終了後3か月以内に開催される定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 審査委員会の委員長は、委員の互選とする。
- 4 審査委員会の委員長は、審査委員会を代表して審査の結果を理事長に報告する。
- 5 審査委員会は、必要の都度、理事長が招集する。
- 6 審査委員会の議長は、委員長とする。ただし、委員長は、必要があれば他の委員を議長に指名することができる。
- 7 審査委員会は、委員現在数の過半数の者が出席しなければ、会議を開き、決議することができない。
- 8 審査委員会の議事は、出席委員の過半数の決議をもって決する。
- 9 理事長は、必要があると認めるときは、審査委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員に賛否を求め、その回答が過半数を超えるものをもって前項の審査委員会の決議に代えることができる。

(審査・決定結果の通知等)

- 第 11 条 理事長は、助成対象に決定した申請者に対し、審査・決定結果と調査研究助成金の額等を文書でもって通知する。
- 2 審査・決定した調査研究テーマ、助成対象者、助成額等は、この法人のホームページに掲載する。

(助成金の交付等)

- 第 12 条 助成金は、指定された申請者名義の金融機関口座に振り込み交付する。
- 2 申請者は、助成金の交付を受けたときは速やかに助成金受領書を提出し、また調査研究期間が終了したときは遅滞なく助成金の使途明細が確認できる書類を提出するものとする。

(調査研究報告書の提出)

- 第 13 条 理事長は、申請者に対し、調査研究の実施期間終期までに調査研究報告書及び同サマリーの提出を義務付けるものとする。

(調査研究報告書説明会の実施)

- 第 14 条 理事長は、この法人が主催する調査研究報告書説明会（以下「説明会」という。）に申請者等の出席を求め、説明を求めることができる。
- 2 説明会に出席した審査委員会委員及びこの法人の評議員・役員は、出席した申請者等に対し、報告内容についての質疑を行うとともに、犯罪被害者等が特定されるおそれのある個人情報又は犯罪被害者等の尊厳を傷つけるおそれのある不適切な内容がある場合には、削除又は修正等を求めることができる。
  - 3 説明会に出席した申請者等及びこの法人の関係者が、内容の追加・削除・修正を行うことで意見の一致を見た場合、申請者は調査研究報告書の修正版を理事長に提出するものとする。

(調査研究報告書の公表)

第 15 条 調査研究報告書説明会を経た調査研究報告書は、この法人のホームページで公開するとともに、犯罪被害者等支援を行っている全国の関係機関、団体等に配布することができる。

(刊行物の報告及び厳守事項)

第 16 条 助成対象者が、調査研究報告書の全部若しくは一部を刊行又は発表する場合は、この法人から助成を受けた旨を明記し、その刊行物又は別刷の一部をこの法人に事前に報告しなければならない。

2 調査研究により知り得た犯罪被害者等に係る個人情報、この法人の事前承認なくして公表してはならない。

(助成の取り消し)

第 17 条 以下に該当する場合は、助成を取り消し、助成金の返金を求めるものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があると判明した場合
- (2) 助成金が助成を決定した調査研究以外に使用された場合
- (3) 調査研究に不正行為（データのねつ造・改ざん、盗用）があったと認められた場合
- (4) 長期間にわたり連絡がとれず、調査研究状況が確認できない場合
- (5) 正当な理由なく第 13 条に定める調査研究報告書を提出しなかった場合
- (6) 調査研究期間終了後、助成金の使途明細が確認できる書類を提出しなかった場合
- (7) 調査研究の過程で犯罪被害者等の人権を不当に侵害したと認められた場合
- (8) 調査研究に従事した者の中に、反社会的勢力に関係する者がいたことが判明した場合

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、調査研究助成に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 一部改正した第 8 条第 2 項但し書き規定は、前記施行日以降の人事異動について適用する。

附則

この規程は、令和 5 年 10 月 16 日から施行する。